

茨城県報 第6866号

昭和55年9月4日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

| | |
|-------------------------------------|-----|
| | ページ |
| ●保険医療機関及び保険薬局の指定(2件)(保険課)..... | 1 |
| ●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(2件)(医療福祉課)..... | 5 |
| ●救急病院の撤回(医療整理課)..... | 6 |
| ●事業の認定(用地課)..... | 6 |
| ●道路の区域変更(2件)(道路維持課)..... | 6 |
| ●道路の区域変更, 供用開始(6件)(")..... | 7 |
| ●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)..... | 10 |
| ●都市計画施設の区域内の土地の指定(")..... | 11 |
| ●有料公園施設に係る使用料の徴収事務の委託(都市施設課)..... | 11 |

公告

| | |
|--------------------------|----|
| ●地籍調査の成果認証(農地計画課)..... | 11 |
| ●土地立ち入り測量(2件)(用地課)..... | 12 |
| ●建築協定の認可(建築指導課)..... | 12 |
| ●開発行為の工事完了(4件)(")..... | 13 |
| ●道路位置の指定..... | 14 |

訓令

| | |
|-----------------------------------|----|
| ●茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令(企画調整課)..... | 15 |
| (鹿島臨海工業地帯開発組合) | |
| ●鹿島臨海工業地帯開発組合事務決裁規程の一部改正する訓令..... | 16 |

正誤

| | |
|--------------------------------|----|
| ●昭和55年6月30日付け茨城県報号外第207号中..... | 17 |
| ●昭和55年8月11日付け茨城県報第6859号中..... | 17 |

告示

茨城県告示第1295号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により, 次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹内藤男

| 指定記号 番号及び 指定年月日 | 医療機関名称 | 診 療 科 | 所 在 地 | 指定申請 の 事 由 |
|-----------------------|--------------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 医 科 | | | | |
| 142,031,4 55.8.1 | 石 病 院 | 外, 眼, 胃, 内 | 高萩市東本町3-35 | 新 規 |
| 012,051,9 " | 岩 間 産 婦 人 科 医 院 | 産, 婦 | 水戸市末広町2-3-38 | 再 指 定 |
| 022,043,4 " | 長山皮膚科医院 | 皮 | 日立市鮎川町1-2-20 | " |
| 022,086,3 " | 医療法人仁愛会 茅 根 病 院 | 内, 胃, 小, 呼, 循, 皮, 外, 整, 外, 放 | " 大みか町2-22-30 | " |
| 032,037,4 " | 荒川沖共立医院 | 内, 小 | 土浦市荒川沖町8-975 | " |
| 032,050,7 " | 大 野 " | 産婦 | " 中央2-2-20 | " |
| 032,105,9 " | 三 田 整 形 外 科 医 院 | 整外, 理診 | " 中番外24-74 | " |
| 042,022,4 " | 山口皮膚泌尿器 科医院 | 内, 外, 皮泌 | 古河市東本町2-9-22 | " |
| 042,044,8 " | 医療法人三喜会 大 塚 病 院 | 内, 呼 | " " 1-5-8 | " |
| 052,020,5 " | 吉 田 医 院 | 産婦 | 石岡市国府2-5-22 | " |
| 052,025,4 " | 府 中 病 院 | 外, 胃, 整外, 内, 肛, 皮, 泌 | " 府中5-11-1 | " |
| 062,021,1 " | 草 間 医 院 | 内, 小 | 下館市甲13の1 | " |
| 062,031,0 " | 半 谷 外 科 医 院 | 外, 胃, 放, 肛, 整外 | " 二木成924 | " |
| 062,041,9 " | 大 田 診 療 所 | 内, 小 | " 大字西方1685 | " |
| 072,029,2 55.7.28 | 稲見耳鼻咽喉科 医 院 | 耳咽 | 結城市大字結城1299-3 | " |
| 142,012,4 55.8.1 | 白 土 医 院 | 内, 小 | 高萩市有明町1-67 | " |
| 172,021,8 " | 寺 田 眼 科 医 院 | 眼 | 取手市台宿1-8-23 | " |
| 182,013,3 " | 松 原 " | " | 岩井市岩井4942-2 | " |
| 372,021,6 " | 松 寿 堂 医 院 | 外, 内, 小 | 行方郡北浦村大字山田456 | " |

| | | | | |
|---------------------|------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 372,025,7 " | 積善堂 " | 産婦, 内, 小 | " 麻生町大字行方137 | " |
| 382,028,9 " | 竹尾 外科医院 | 外, 内, 皮 | 稲敷郡河内村金江津4747 | " |
| 392,016,2 " | 天貝 医院 | 内, 外, 耳鼻 | 新治郡新治村藤沢1306 | " |
| 431,004,1 " | 医療法人清風会 沓掛 病院 | 精神 | 猿島郡猿島町沓掛411 | " |
| 432,025,5 " | 佐野 医院 | 内, 外, 産, 皮 泌 | " 三和町山田728-6 | " |
| 歯 科 | | | | |
| 013,120,7 55.8.1 | 茨城 学校歯科 保健指導車 | 歯 科 | 水戸市見和2丁目292 | 新 規 |
| 383,040,9 " | 長池 歯科医院 | " | 稲敷郡牛久町大字田宮 137-122 | " |
| 393,021,7 " | トレモント歯科 診療所 | " | 新治郡桜村天久保 3-19-9 | " |
| 013,052,2 " | 加藤 歯科医院 | " | 水戸市上水戸1-3-42 | 再 指 定 |
| 023,038,9 " | 歯科 岡田 医院 | " | 日立市助川町1-15-18 | " |
| 063,015,8 " | 小野 歯科医院 | " | 下館市甲283-2 | " |
| 103,009,3 " | 飯岡 " | " | 下妻市筑波島34 | " |
| 382,026,8 " | 小沢 " | " | 稲敷郡美浦村大谷1620 | " |
| 薬 局 | | | | |
| 024,058,4 55.8.1 | ワタリ 薬局 | 調 剤 | 水戸市堀町965-1 | 新 規 |
| 364,024,4 " | (株) 伊藤 " | " | 鹿島郡波崎町9317-2 | 組織変更 (個人→法人) |
| 014,046,1 " | 戸崎 " | " | 水戸市赤塚1-2005-49 | 再 指 定 |
| 014,049,5 " | 城東 " | " | " 城東4-1-4 | " |
| 024,017,0 " | ヨシノヤ金成 " | " | 日立市川尻町4-96 | " |
| 134,012,8 " | 大貫 " | " | 勝田市稲田206-17 | " |

茨城県告示第1296号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定記号 番号及び 指定年月日 | 医療機関名称 | 診 療 科 | 所 在 地 | 指定申請 の 事 由 |
|-----------------------|------------------------|---------------------|-------------------------|---------------|
| 医 科 | | | | |
| 032,114,1 55.6.27 | 鈴 村 医 院 | 産, 婦, 内 | 土浦市大町8-7 | 開 設 者 更 変 |
| 132,048,0 55.7.15 | 玉 尾 病 院 | 内, 婦, 外, 循, 麻, 皮 | 勝田市津田2094-3 | 新 規 |
| 172,050,7 " | 県 南 皮 膚 科 | 皮 | 取手市2丁目1-31 宇田川ビル5F6号 | " |
| 362,078,8 55.7.1 | 元 木 町 病 院 銚 田 診 療 所 | 眼, 内 | 鹿島郡銚田町大字銚田 2303 | 開 設 者 更 変 |
| 382,063,6 " | 大久保 医 院 浮 島 分 院 | 内, 小 | 稲敷郡桜川村大字浮島 3478-1 | 移 転 |
| 432,054,5 55.7.15 | 椎 名 医 院 | 内, 小 | 猿島郡境町2182 | 新 規 |
| 012,115,2 " | 手 島 " | 内, 胃, 放, 呼 | 水戸市元吉田町一里塚 1683 | 再 指 定 |
| 012,169,9 " | 住 谷 内 科 医 院 | 内, 呼, 皮, 循, 小, 消 | " 千波町2770-21 | " |
| 032,104,2 55.7.3 | 徳永産婦科医院 | 産, 婦 | 土浦市桜町4-13-20 | " |
| 歯 科 | | | | |
| 113,011,7 55.5.26 | 中 村 歯 科 医 院 | 歯 | 水海道市宝町2761 | 開 設 者 更 変 |
| 123,018,0 55.7.1 | 薄 井 " | " | 常陸太田市西二町 2208-1 | " |
| 373,023,7 55.7.15 | 綱 島 " | " | 行方郡牛堀町上戸無番地 | 再 指 定 |
| 薬 局 | | | | |
| 014,045,3 55.7.15 | 筑波薬局渡里店 | 調 剤 | 水戸市渡里町2738 | 再 指 定 |
| 174,021,0 " | 寺 田 薬 局 | " | 取手市寺田林西4543-101 | " |

茨城県告示第1297号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出は受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 機関番号 | 申出受理年月日 | 療養取扱機関名 | 開設者名 | 所在地 | 37条5項受理年月日 | 申出範囲 |
|-----------|---------|-----------------|---------|-----------------------|------------|------|
| 142,031,4 | 55.8.1 | 石 病 院 | 石 邦 輔 | 高萩市東本町 3-35 | 55.8.1 | 全 国 |
| 013,120,7 | " | 茨城学校歯科 保健指導車 | 秋 山 友 蔵 | 水戸市見和2丁目 292 | " | " |
| 383,040,9 | " | 長 池 歯 科 病 院 | 長 池 澄 男 | 稲敷郡牛久町大字 田宮137-122 | " | " |
| 393,021,7 | " | トレモント歯科 診療所 | 諏 訪 綱 義 | 新治郡桜村天久 保3-19-9 | " | " |
| 024,058,4 | " | ワタリ 薬 局 | 森 村 利 男 | 水戸市堀町 965-1 | " | " |
| 364,204,4 | " | (株)伊藤 " | 伊 藤 徳 武 | 鹿島郡波崎町 9317-2 | " | " |

茨城県告示第1298号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出は受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 機関番号 | 申出受理年月日 | 療養取扱機関名 | 開設者名 | 所在地 | 37条5項受理年月日 | 申出範囲 |
|-----------|---------|------------------------|---------|-----------------------------|------------|------|
| 032,114,1 | 55.6.27 | 鈴 村 医 院 | 鈴 村 博 一 | 土浦市大町 8-7 | 55.6.27 | 全 国 |
| 132,048,0 | 55.7.15 | 玉 尾 病 院 | 玉 尾 洋 | 勝田市津田 2094-3 | 55.7.15 | " |
| 172,050,7 | " | 県 南 皮 膚 科 | 薬 師 寺 隆 | 取手市2丁目 1-31字田川 ビル5F6号 | " | " |
| 362,078,8 | 55.7.1 | 元 木 町 病 院 銚 田 診 療 所 | 中 村 哲 郎 | 鹿島郡銚田町 大字銚田2303 | 55.7.1 | " |

| | | | | | | |
|-----------|---------|--------------|-------|--------------------------|---------|----------|
| 382,063,6 | " | 大久保病分院 浮島 | 大久保俊一 | 稲敷郡桜川村 大字浮島 3478-1 | " | 沖縄県を除く全国 |
| 432,054,5 | 55.7.15 | 椎名医院 | 椎名敬一 | 猿島郡境町 2182 | 55.7.15 | 全国 |
| 113,011,7 | 55.5.26 | 中村歯科医院 | 中村洋子 | 水海道市宝町 2761 | 55.5.26 | " |
| 123,018,0 | 55.7.1 | 薄井 " | 平沢孝敏 | 常陸太田市 西二町2208-1 | 55.7.1 | " |

茨城県告示第1299号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、救急病院として認定した次の医療機関は、その申出を撤回したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹内藤男

名称 所在地
武井病院 勝田市東石川465-3

茨城県告示第1300号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 下妻市
- 2 事業の種類 下妻市営柳原球場新設工事
- 3 起業地

(1) 収用の部分

下妻市大字柳原字内谷原、字堤外、字小淵及び字谷畑地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
下妻市役所

茨城県告示第1301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|-----------------------|----------|------------------------------|--------|-------------------|
| 土浦市大字宍塚 939番地から | 旧 | 最大 <small>メートル</small> 34.00 | 450.00 | |
| | | 最小 22.00 | | |
| 新治郡桜村大字吉瀬 1488番地まで | 新 | 最大 22.00 | 470.00 | |
| | | 最小 11.00 | | |
| | | 最大 34.00 | 450.00 | 迂回路廃止のための 区域変更 |
| | | 最小 22.00 | | |

茨城県告示第1302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真壁停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|----------|------------------------------|--------|-----------------------|
| 真壁郡真壁町大字古城 字大手前51-5番地から 真壁郡真壁町大字古城 字大手前70-7番地まで | 旧 | 最大 <small>メートル</small> 12.60 | 99.00 | |
| | | 最小 7.10 | | |
| 真壁郡真壁町大字古城 字大手前51-5番地から 真壁郡真壁町大字古城 字二の丸317-2番地まで | 新 | 最大 12.60 | 364.00 | 石岡下館線の一部編 入による区域変更 |
| | | 最小 6.00 | | |

茨城県告示第1303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤浜谷田部線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|----------------------------|----------|-----------------------------|----------------------------|-----|
| 筑波郡谷田部町大字高須賀 629-4番地先から | 旧 | 最大 <small>メートル</small> 3.50 | 432.00 <small>メートル</small> | |
| | | 最小 3.10 | | |
| 筑波郡谷田部町大字高良田 735-1番地先まで | 新 | 最大 9.00 | 420.00 | |
| | | 最小 4.30 | | |

茨城県告示第1304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 赤浜谷田部線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷田部町大字高須賀629-4番地先から
筑波郡谷田部町大字高良田735-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年9月4日

茨城県告示第1305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|----------------------------|----------|----------------------|----------------|------------------|
| 土浦市大字大岩田字橋際 1298番地から | 旧 | メートル 最大 13.00 | メートル 176.60 | |
| | | 最小 11.50 | | |
| 土浦市大字大岩田字一本松 1284—5番地まで | 新 | 最大 13.00 最小 11.50 | 176.60 | 迂回路設置による区 域変更 |
| | | 最大 13.00 最小 12.00 | 184.50 | |

茨城県告示第1306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間
土浦市大字大岩田字橋際1298番地から
土浦市大字大岩田字一本松1284—5番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年9月4日

茨城県告示第1307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 結城下妻線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|----------|-----------------------------|-----------------|-------------------|
| 下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から 下妻市大字下妻字仲町丁 255-1番地まで | 旧 | メートル 最大 20.20 最小 6.60 | メートル 3,696.0 | |
| 下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から 下妻市大字長塚字天神台 423-3番地まで | | 最大 35.00 最小 12.60 | 02,280.00 | |
| 下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から 下妻市大字下妻字仲町丁 255-1番地まで | 新 | 最大 20.20 最小 6.60 | 3,696.00 | 工事延長追加による 区域変更 |
| 下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から 下妻市大字長塚字天神台 423-3番地まで | | 最大 35.00 最小 12.60 | 2,286.00 | |

茨城県告示第1308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 結城下妻線
- 2 供用開始の区間
下妻市大字半谷字三道地山649-1番地から
下妻市大字石の宮字石の宮3番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年9月4日

茨城県告示第1309号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定に基づき大洗吹上土地区画整理組
合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------------|-----------------|
| 理 事 | 小野 瀬 俊 市 | 東茨城郡大洗町大貫町233番地 |
| " | 小野 瀬 金 太 郎 | " " " " |
| " | 小野 瀬 健 児 | " " 磯浜町1014番地 |
| " | 小野 瀬 久 太 郎 | " " " 2586番地 |
| " | 白 土 政 男 | " " " 8228番地の88 |

茨城県告示第1310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第55条第1項の規定により、同法第53条第1項の許可をしないことができる土地として次のとおり指定する。

なお、その関係図書は茨城県土木部都市計画課及び茨城県潮来土木事務所において一般の閲覧に供する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画施設の種類

道 路

2 名 称

鹿島臨海都市計画道路

(3.2.2号谷原須賀線)

3 土 地 の 区 域

鹿島郡鹿島町大字大船津字香取町2657番の1及び同郡同町同大字同字2658番の1から同郡同町大字宮中字宮中野3827番及び同郡同町大字爪木字根本827番地内まで

茨城県告示第1311号

砂沼広域公園の有料公園施設に係る使用料の徴収事務を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、財団法人茨城県開発公社に次のとおり委託した。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

委 託 期 間 昭和55年5月1日から昭和56年3月31日まで

公 告

●地籍調査の成果認証

東茨城郡茨城町における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| | |
|------------|--|
| 調査を行った者の名称 | 東茨城郡茨城町 |
| 調査を行った地域 | 東茨城郡茨城町 川根地区 (大字駒渡, 野曾, 南栗崎, 南川又, 木部, 下飯沼, 上飯沼, 飯沼の各一部。) |

| | |
|---------|--------------------------|
| 調査を行った期 | 昭和53年10月2日から昭和54年1月10日まで |
| 認証年月日 | 昭和55年8月27日 |

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次とおり公告する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 国道125号道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡美浦村大字舟子字南、字南不動前及び字枇杷堤地内
" " 大字布佐字町田地内
" 阿見町大字石川字二区及び字三区地内
" " 大字島津字志込地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和55年9月10日から昭和56年3月15日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道笠間常陸太田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市大字天神林町字間坂地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和55年9月5日から昭和55年11月30日まで

●建築協定の認可

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申 請 人
東京都千代田区内幸町1-3-6
日本新都市開発株式会社 代表取締役 金 成 増 彦

- 2 建築協定の名称
中郷ニュータウン第6次7次分譲住宅地建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積
北茨城市中郷町潮見ヶ岡
105,647㎡ (内 宅地31,274㎡)
- 4 建築協定の内容
北茨城市役所において縦覧に供する。
- 5 認 可 年 月 日 昭和55年8月26日

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
取手市寺田字惣代4814番1, 同番6から同番14まで, 4831番1, 同番2, 4833番, 4830番の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
取手市戸頭3丁目38番4号
高津戸 孝 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
筑波郡谷和原村大字福岡字逆瀬川向2494番, 2509番, 2510番
- 2 事業主の住所及び氏名
滋賀県坂田郡近江町大字西円寺字岡入427番地
近交運輸有限会社
代表取締役 山 田 喜七郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
新治郡千代田村大字上稲吉字清水1861番2, 同番3, 1862番1
- 2 事業主の住所及び氏名
横浜市鶴見区江ヶ崎町8番1号
自動車鑄物株式会社
取締役社長 結 城 芳 蔵

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市中高津2丁目1143番1, 1192番, 218番, 244番1, 245番, 1144番から1146番まで,
1146番2, 1148番, 1149番, 1188番1, 1189番から1191番まで, 1194番2, 1195番1及び同番2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市南町2丁目5番5号

株式会社 常陽銀行

代表取締役 青 鹿 明 司

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号 | 指 定 日 年 月 日 | 申 請 者 | | 道 路 の 位 置 | 道路幅員及び延長 | |
|----------------|----------------|-----------------------------------|---|---|--------------|---------------|
| | | 氏 名 | 住 所 | | 幅 員 | 延 長 |
| 竜土木指令 第548号 | 55. 8. 18 | 吉田 とく | 稲敷郡牛久町 大字牛久164 | 稲敷郡牛久町牛久 字富士山3355番3 3381番2 | メートル 4.00 | メートル 35.00 |
| " 第536号 | 55. 8. 12 | 川上 徳造 | " 阿見町 荒川沖953番40 | " 阿見町荒川本郷 字鶺原2155番2 | 4.00 | 22.00 |
| 浦土木指令 第531号 | 55. 6. 19 | 大曾根幹夫 | 土浦市大字荒川 沖976番11 | 土浦市大字荒川沖 字向山976番51 | 4.00 | 34.76 |
| " 第532号 | " | 株式会社飯島 工務店 代表取締役 飯島 芳男 | 稲敷郡阿見町 掛馬1670番 | " " 字鶺 ノ台885番1, 886番1 | 4.06 | 34.00 |
| " 第556号 | 55. 6. 30 | 菊田 博司 | 土浦市常名 4352番25 | " 真鍋6丁目 978番9, 979番3 | 6.00 | 45.60 |
| " 第557号 | 55. 7. 1 | ノグチハウジ ングセンター 株式会社 野口 治 | 稲敷郡茎崎村 高見原2303 | " " " 975番1, 同番9, 同 番2 | 6.00 | 43.00 |
| " 第558号 | 55. 7. 2 | 株式会社 代表取締役 河田 浩 | 東京都台東区竜 泉1丁目19番4 東京都港区新橋 3丁目3番14 | 筑波郡大穂町花畑1丁 目9番1, 同番44, 同 番45, 同番47, 同番53 | 4.00 | 20.00 |
| " 第564号 | 55. 7. 3 | 染谷 吉夫 | 千葉県柏市柏 1丁目12番2 | " 谷田部町谷田部 字櫓下3994番1 | 4.00 | 28.20 |
| " 第598号 | 55. 7. 8 | 茨城キセキ販 売株式会社 代表取締役 荒本 敏雄 | 土浦市大字中 1327番2 | 新治郡千代田村下稲吉 字逆西2605番70 | 4.00 | 13.50 |
| " 第600号 | 55. 7. 10 | 松尾 栄一 | 東京都小金井市 中町3丁目 4番6 | " " 上稲吉 字清水2036番3 | 4.00 | 22.60 |
| " 第601号 | " | 株式会社土浦 住建 代表取締役 松崎 寛一 | 土浦市真鍋 2丁目7-38 | 土浦市大字木田余字宮 ノ崎3706番2, 3677番 6, 同番7, 3705番 1, 3704番1 | 4.00 | 35.30 |

| | | | | | | |
|------------|-----------|--------------------------------|----------------------------|---|-------|--------|
| " 第611号 | 55. 7. 15 | 下村 広之 | " 大字 乙戸660番 | " 大字乙戸字けな ん818番1, 777番9 | 4. 50 | 30. 00 |
| " 第632号 | 55. 7. 24 | 富士商事株式 会社 代表取締役 大久保 藤 | 東京都新宿区 西新宿1丁目 18番13 | " 大字荒川沖字鶉 ノ台919番36, 同番41, 同番42, 同番47, 同番 48, 同番44, 同番45, 同番46 | 4. 00 | 36. 50 |
| " 第649号 | 55. 7. 29 | 村山 英夫 | 土浦市中高津 1丁目11番2 | " 国分町1045番9 | 4. 05 | 30. 00 |
| " 第652号 | 55. 8. 1 | 中野 一男 | 筑波郡大穂町 長高野1122番 | 筑波郡谷田部町松代 4丁目9番24 | 4. 00 | 23. 70 |
| " 第683号 | 55. 8. 11 | 株式会社宮本 建設 代表取締役 宮本 克男 | 土浦市大字 乙戸847番4 | 土浦市下高津 4丁目640番6 | 4. 00 | 26. 60 |
| " 第691号 | 55. 8. 21 | 東郷 庫 | 筑波郡谷田部町 大字館野字荒井 471番 | 筑波郡谷田部町 小野川14番35 | 4. 00 | 26. 00 |

訓 令

茨城県訓令第17号

茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和55年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令

茨城県庁議等規程(昭和41年茨城県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「当つて」を「当たつて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「おく」を「置く」に改める。

第3条中「はかる」を「図る」に改める。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 国際博協力局長

第4条第3項中「, 総務部人事課長, 総務部財政課長, 総務部文書課長, 総務部地方課長, 企画部次長」を「, 総務部総務課長」に、「並びに」を「及び」に改める。

第7条第2項中「及び報告事項のうち, 」を「(次条第2項の規定によるものを除く。)及び報告事項並びに」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

第8条 一部会議は, 知事が必要と認めるときに開催する。

第8条第2項中「及び報告事項」を「のうち, 速やかに処理を図るべき事案で, かつ, その処理結果の直接の影響が一部の部(局)に止まるもの」に改め, 同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第9条第2項中「一部会議」を「全体会議又は一部会議」に改める。

第10条中「行なう」を「行う」に改める。

第11条第1項中「, 総務部人事課長, 総務部財政課長, 総務部地方課長並びに企画部次長, 企画部企画調整課長, 」を「, 総務部総務課長, 総務部人事課長, 総務部財政課長, 総務部地方課長, 企画部企画調整課長及び」に改め, 同条第3項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 調整会議は, 企画部長が必要と認めるときに開催する。

第15条を削り, 第16条を第15条とする。

付 則

この訓令は, 公布の日から施行する。

~~~~~  
**(鹿島臨海工業地帯開発組合)**

**鹿島臨海工業地帯開発組合訓令第3号**

鹿島臨海工業地帯開発組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和55年9月4日

鹿島臨海工業地帯開発組合  
管理者 竹 内 藤 男

**鹿島臨海工業地帯開発組合事務決裁規程の一部を改正する訓令**

鹿島臨海工業地帯開発組合事務決裁規程(昭和37年鹿島臨海工業地帯開発組合訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 局長専決事項の部 第9項中「5,000万円」を「7,000万円」に, 「10,000万円」を「15,000万円」に改める。

同表同部第11項中「2,000万円」を「3,000万円」に改める。

同表課長専決事項の部第9項中「5,000万円」を「7,000万円」に改める。

同表同部第11項中「2,000万円」を「3,000万円」に改める。

付 則

この訓令は, 公布の日から施行し, 昭和55年6月1日から適用する。



**正 誤**

号外第 207 号(昭和55年6月30日)14ページ上から4行目「企業会計予算の内容」の表中、表頭を次のように訂正する。

| 誤                     | 正                     |
|-----------------------|-----------------------|
| 54年度当初予算              | 55年度当初予算              |
| 55年度当初予算              | 54年度当初予算              |
| 伸び率 $\frac{(B)}{(A)}$ | 伸び率 $\frac{(A)}{(B)}$ |

昭和55年8月11日付け茨城県報第6859号中次のとおり誤りがあるので訂正する。

| ページ | 行    | 誤                                    | 正                                           |
|-----|------|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 7   | 上から7 | 道 路 の 位 置                            |                                             |
|     |      | 北茨城市磯原町磯原<br>字前大沢1925-1, 7           | 北茨城市磯原町磯原<br>字前大沢1925番1, 同番<br>7            |
| 7   | " 8  | 鹿島郡神栖町大字知手<br>字砂4805番75              | 鹿島郡神栖町大字知手<br>字砂4805番375                    |
| 7   | " 10 | 取手市白山8丁目1876番<br>12, 1877番23, 24, 25 | 取手市白山8丁目1876番<br>12, 1877番23, 同番24,<br>同番25 |
| 7   | " 11 | " 大字井野字下沼<br>3525番1, 4, 3526番3       | " 大字井野字下沼<br>3525番1, 同番4, 3526<br>番3        |

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所